

災害対策に必要な資機材の整備 (全国47都道府県)

事業者：警察庁

災害時に効果を発揮した3か年緊急対策の事例

I-1 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化



I-2 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

対策名：No.41 警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策

事業名：災害対策に必要な資機材の整備

- ポイント
 - 緊急点検の結果判明した災害対策に必要な資機材を整備
 - 資機材を活用した災害対策の実施により、被災地住民の安全を確保

地域の概要・課題

平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害対策に必要な資機材の整備状況等の緊急点検を行いました。その結果、災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全確保等の業務に適切に対応するための資機材の充実強化の必要性が認められました。

事業の概要

災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全確保等の業務に適切に対応するため、緊急点検により充実強化の必要性が判明した救命ボート、バックホウ等の災害対策に必要な資機材の整備を行いました。

効果

令和2年7月豪雨では、西日本や東日本の大雨により、九州を中心に7月4日から7日にかけて記録的な大雨になり、河川の氾濫、浸水被害、土砂災害等が発生しました。

各都道府県から派遣された広域緊急援助隊は、本事業により整備した資機材を活用して、被災地において救出救助活動を実施しました。

3か年緊急対策として整備した救命ボート、水陸両用車等が、被災地住民の安全確保に大きく貢献しました。また、下記のとおり、他の災害でも3か年緊急対策が効果を発揮しました。

【事例：千葉県警察】

令和元年台風第15号の際、停電地域において、3か年緊急対策として整備した発動発電機を活用した滅灯信号機対策を実施。

【事例：佐賀県警察】

令和元年8月の前線に伴う大雨の際、3か年緊急対策として整備した救命胴衣、災害活動用ヘルメット等を活用して捜索活動を実施。

I-3 避難行動に必要な情報等の確保